

役員選考規程

一般社団法人日本パラサイクリング連盟

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本パラサイクリング連盟（以下、「本法人」という。）定款第24条に定める役員（一般社団法人の理事及び監事をいう。以下同じ）の選任に関し、その選考に必要な事項を定めるものとする。

(役員資格)

第2条 本法人の役員は、以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」等の関係法令に定める要件を満たしていること
 - (2) 健康であり、本法人の活動に実質的に関与できること
 - (3) 人格見識とも優れ、本法人の活動に貢献し、発展に寄与し得ること
 - (4) 就任時において、年齢が満70歳を下回っていること
 - (5) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に定める暴力団員（以下、単に「暴力団員」という。）その他の反社会勢力であったことがないこと
- 2 前項第4号にかかわらず、以下の条件をすべて満たす役員または法務、会計、ビジネス等の専門的知見の発揮を期待して任用される役員（以下、「外部役員」という）については、その年齢が満70歳以上であっても、役員に選任することを妨げない。
- (1) 就任時より遡って4年以内の間に本法人の役職員または評議員であったことがないこと
 - (2) 本法人の役員または幹部職員の4親等以内の親族ではないこと
 - (3) 本法人の強化指定選手であったことがないこと
 - (4) 本法人の強化指定選手の指導に携わったことがないこと

(役員構成)

第3条 本法人は、本法人の役員について、女性役員、外部役員を積極的に選任するなど、多様性の確保に努める。

- 2 本法人は、本法人の理事会を構成する理事は、その25%以上を外部理事（前条第2項各号の要件をすべて満たす理事または法務、会計、ビジネス等の専門的知見の発揮を期待して任用される理事をいう。以下同じ）、その40%以上を女性理事とするよう努める。

(任期の制限)

第4条 本法人の理事は、連続して10年間を超えて理事に在任することができない。

2 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する理事については、連続して10年間を超えて役員に在任することを妨げない。

- (1) 当該理事が国際スポーツ団体の役職者である場合
- (2) 当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で当該理事が新たに又は継続して理事を務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づき理事として選任された場合

(役員候補者選考委員会)

第5条 本法人に、役員候補者選考委員会を置く。

- 2 役員候補者選考委員会には、少なくとも3名の委員を置く。
- 3 役員候補者選考委員会の委員は、本法人の代表理事が理事会の承認を得て委託する。ただし、委員の少なくとも1名は、法務・会計・税務その他の専門的学識を有する者(以下、「有識者」という)を置かなければならない。
- 4 役員候補者選考委員の中から、委員の互選により委員長を置く。

(委員会の開催と議決)

第6条 理事会は、社員総会において役員を選任しようとするときには、あらかじめ、役員を選任しようとする社員総会の相当期間前に、役員候補者選考委員会に対し、選任しようとする役員候補者の名前、所属その他役員を選任に関する重要な事実を明らかにして諮問するものとする。

- 2 役員候補者選考委員会は、前項の諮問を受けて、委員長が、招集し、開催する。
- 3 役員候補者選考委員会は、第1項の諮問にかかる役員候補者について、格別に、推薦の許否を議決する。
- 4 前項の推薦は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数による議決をもって行わなければならない。
- 5 理事会は、役員候補者選考委員会が推薦の議決をしなかった役員候補者の選任の議案を、当該役員を選任しようとする社員総会において提出することができない。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は理事会の決議を経て行う。

附則

本規定は、令和3年3月30日から施行する。